

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市役所

目次

告示

ページ

道路の区域変更【建設局総務部管理課】	878
道路の供用開始（2件）【建設局総務部管理課】	879
響灘南埠頭響灘南0 - 4号岸壁の立入制限区域の区域変更【港湾空港局港営部港営課】	881
北九州市立北方地域交流センターの多目的ホールにおける使用料の徴収事務の委託【保健福祉局人権推進センター同和対策課】	883

公告

公募型企画提案方式による手続開始のための企画提案書等の提出の招請【教育委員会事務局指導部指導第二課】	884
--	-----

上下水道局

給水装置工事事業者の指定【上下水道局給水部配水管理課】	886
給水装置工事事業者の廃止【上下水道局給水部配水管理課】	887
給水装置工事事業者の取消【上下水道局給水部配水管理課】	888

北九州市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年4月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
2187	下曾根 39号 線	前	北九州市小倉南区下曾根二丁目3794番2から北九州市小倉南区下曾根二丁目3794番2まで	10.0	12.7
		後	北九州市小倉南区下曾根二丁目3794番2から北九州市小倉南区下曾根二丁目3794番2まで	12.0 ↳ 12.1	

北九州市告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年4月5日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2187	下曾根 39号 線	北九州市小倉南区下曾根二丁目3794番2から 北九州市小倉南区下曾根二丁目3794番2まで	平成24年4月5日

北九州市告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年4月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
6043	曾根2 23号 線	北九州市小倉南区曾根北町2 682番5地先から 北九州市小倉南区大字曾根4 361番9地先まで	平成24年4月5 日
6044	曾根2 24号 線	北九州市小倉南区曾根北町2 937番1から 北九州市小倉南区曾根北町2 614番1地先まで	平成24年4月5 日

北九州市告示第105号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下「法」という。）第29条第1項及び法第32条第1項の埠頭保安規程の規定並びに法第37条及び法第40条第1項の水域保安規程の規定により、北九州市が管理する響灘南埠頭響灘南0-4号岸壁の立入制限区域の区域を変更したので告示する。

平成24年4月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 区域を変更した立入制限区域の名称

響灘南埠頭響灘南0-4号岸壁立入制限区域

2 変更後の立入制限区域の区域図

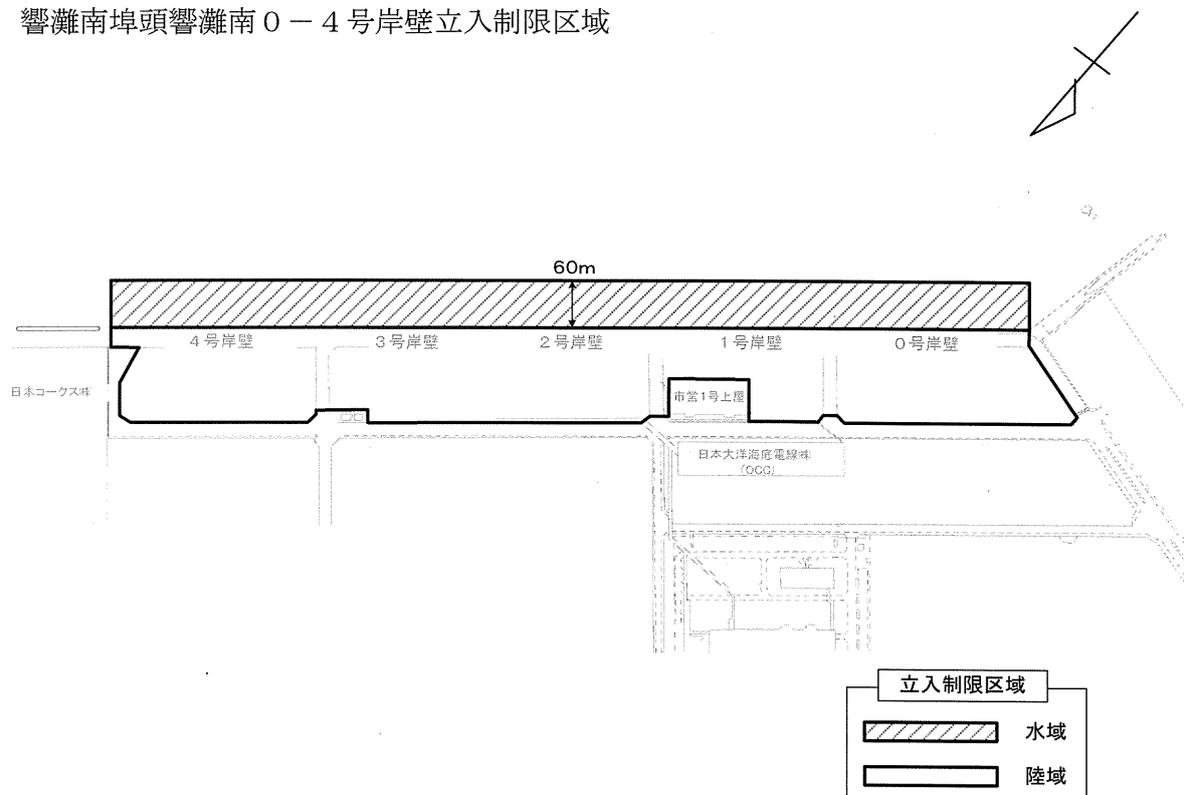
別紙のとおり。ただし、立入制限区域のうち水域部分については、法第2条第1項の国際航海船舶が利用する時間帯以外はこの限りでない。

3 立入制限区域の変更年月日

平成24年3月30日

別紙

響灘南埠頭響灘南0-4号岸壁立入制限区域



北九州市告示第106号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立北方地域交流センターの多目的ホールにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年4月5日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北方体育交流センター 運営委員会 代表 森谷四六	北九州市小倉南区北方 三丁目40番1号	平成24年4月1日か ら平成25年3月31 日まで

北九州市公告第234号

公募型企画提案方式による手続開始のため、次のとおり企画提案書等の提出を招請する。

平成24年4月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業概要

- (1) 事業名 北九州市緊急雇用創出事業臨時特例基金事業「ネットトラブル等防止及び啓発・研修事業」
- (2) 事業内容 インターネット上のサイト等における書き込み等の実態把握と監視及びネットトラブルに対する学校へのサポート並びに保護者の啓発、教職員研修の実施等
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成25年3月31日まで
- (4) その他 本事業は、ふるさと雇用再生特別基金事業として実施するものであるため、業務に際して受託者は、北九州市内（以下「市内」という。）に居住する求職者等を新たに雇用して実施しなければならない。

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されている市内企業（法人登記簿上の本社若しくは本店が市内にある企業又は主たる事業所が市内にある企業）又は準市内企業（物品等供給契約の競争入札参加者の資格申請に当たり、市内にある支店、営業所等の長等に本市との契約に関する権限を委任している企業）であること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 企画提案の提出場所等

(1) 説明書等の交付場所等

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会指導部指導第二課

イ 期間 公告の日から平成24年4月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 方法 アの場所において無償で交付する。

(2) 企画提案に関する説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所庁舎西棟7階702会議室

イ 日時 平成24年4月9日午前10時

(3) 参加申出書の提出場所等

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会指導部指導第二課

イ 期限 平成24年4月16日午後5時まで

ウ 方法 参加申出書の提出は、持参又は郵送（書留郵便に限る。

）によるものとする。この場合において、郵送による提出にあたっては、アの場所にイの期限までに必着のこと。

(4) 企画提案書及び見積書の提出の場所等

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会指導部指導第二課

イ 期限 平成24年4月24日午後5時まで

ウ 方法 企画提案書及び見積書の提出は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）によるものとする。この場合において、郵送による提出にあたっては、アの場所にイの期限までに必着のこと。

(5) 企画提案に係る審査会の日時等については、企画提案書及び見積書の提出があった者に対して後日通知する。

4 企画提案を選定するための審査基準

(1) 課題認識及び企画提案の妥当性及び明確性

(2) 雇用の効果

(3) その他（業務実績等）

5 契約の交渉等

前項の審査基準により選定した提案書の提出者と、第1項に規定する業務の委託契約締結の交渉を行う。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会指導部指導第二課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2367

北九州市上下水道局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月5日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

指定番号	工事店の名称	代表者	所在地	指定年月日
T-010	株式会社 キジマ	木島忠司	北九州市戸畑区土 取町13番21号	平成24年 4月1日
F-137	リフォーム・梶原	梶原春樹	福岡県中間市岩瀬 二丁目15番37 号	平成24年 4月1日
F-138	明俊工務 店	仮谷俊史	福岡県遠賀郡水巻 町猪熊七丁目12 番12号	平成24年 4月1日
F-139	ふくおか 水道メン テナンス	山見拓也	福岡県春日市下白 水北二丁目8番地	平成24年 4月1日

北九州市上下水道局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定による給水装置工
事事業者の廃止を行ったので、北九州市上下水道局指定給水装置工
事事業者規程第4条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月5日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
N-073	有限会社 江口組	江口徳治	北九州市八幡西区 青山三丁目8番3 号	平成24年 3月31日

北九州市上下水道局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の11の規定による給水装置工事事業者の取消しを行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月5日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

指定番号	工事店の名称	代表者	所在地	取消年月日
K-064	有限会社 都住設販売	都 忠弘	北九州市小倉北区 菜園場二丁目2番 12号	平成24年 3月31日
W-017	有限会社 西タカス 建設	青木隆敏	北九州市若松区高 須西一丁目6番3 0号	平成24年 3月31日
W-029	有限会社 本田組	本田隆敏	北九州市若松区古 前二丁目23番2 3号	平成24年 3月31日
N-009	尾田設備 株式会社	尾田常和	北九州市八幡西区 友田二丁目6番2 1号	平成24年 3月31日
N-049	有限会社 白丸管工	敷田泰成	北九州市八幡西区 筒井町8番2号	平成24年 3月31日